

浜健障第170号
令和2年5月7日

放課後等デイサービス事業所 各位

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

放課後等デイサービス事業所の対応について

日ごろより、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、静岡県知事より「特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針」が示されました。

令和2年4月22日付浜健障第116号により周知したとおり、放課後等デイサービスのサービス提供の考え方は、以下のとおりとなりますので、再度ご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 サービス提供の考え方

- ・感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるように事業継続することが基本です。
- ・利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供の縮小を検討する。
- ・人員確保が困難であることなど個別の事情もあることから、開設を強制するものではありません。臨時休業をする場合は担当までご連絡ください。
- ・人員基準等の臨時的取扱い、代替的に提供したサービスの取扱いが可能です。

2 職員への配慮について

小中学校等の臨時休業に伴う開設時間の延長や感染症対策の徹底等により、職員の負担が増加していることと思われます。各事業所の管理者等は、職員の健康管理に十分に配慮した事業所の運営をお願いします。

【連絡先】

浜松市役所 障害保健福祉課 指導グループ
電話457-2860